

平成 27 年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画の評価結果

【目 的】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき策定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日（総務大臣決定）」に基づき「平成 27 年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」を策定し、当該計画に定める評価指標を達成するために各種の取組を実施した。ついては、平成 27 年度における評価指標に対する各種取組の達成状況、実行性等について評価を実施する。

1. 平成 27 年度と平成 26 年度に締結した契約の状況

表 1 平成 27 年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(87.9%) 4,473	(71.0%) 1,087	(83.7%) 3,636	(69.8%) 766	(△18.7%) △837	(△29.5%) △321
企画競争・公募	(6.8%) 348	(7.3%) 112	(7.6%) 329	(6.7%) 74	(△5.5%) △19	(△33.9%) △38
競争性のある契約（小計）	(94.7%) 4,821	(78.3%) 1,199	(91.2%) 3,965	(76.5%) 840	(△17.8%) △856	(△29.9%) △359
競争性のない随意契約	(5.3%) 270	(21.7%) 333	(8.8%) 381	(23.5%) 258	( 41.1%) 111	(△22.5%) △75
合 計	(100%) 5,091	(100%) 1,532	(100%) 4,346	(100%) 1,098	(△14.6%) △745	(△28.3%) △434

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

日本原子力研究開発機構における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 4,346 件、契約金額は 1,098 億円である。また、競争性のある契約は 3,965 件(91.2%)、840 億円 (76.5%) となっている。平成 26 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は、3.5pt の増、金額は 1.8pt の増）。これは「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」及び「独立行政法人の随意契約に係る事務について(平成 26 年 10 月 1 日付け 総管査第 284 号)」に基づき、調達の合理化のため研究開発型の法人に共通に講ずべき措置として、一般競争入札を原則と

しつとも研究開発業務を考慮し、競争性のない随意契約の選定を可能としたためである。具体的には、機構が所有している原子炉等に係る新規制基準を踏まえた地震評価業務（研究開発、実験等の成果の連続性及び継続性の確保のために契約相手方が一に限定されるもの）、制御棒駆動装置の点検整備（研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守（維持管理）等）であって、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるものなどについて、競争性のない随意契約とした。

表2 平成27年度の日本原子力研究開発機構の二者以上・応募状況（単位：件、億円）

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	1,932 (46.2%)	1,302 (37.8%)	△630 (△32.6%)
	金額	569 (60.2%)	256 (40.0%)	△313 (△55.0%)
1者以下	件数	2,253 (53.8%)	2,138 (62.2%)	△115 (△5.1%)
	金額	376 (39.8%)	384 (60.0%)	8 (2.1%)
合計	件数	4,185 (100%)	3,440 (100%)	△745 (△17.8%)
	金額	946 (100%)	640 (100%)	△306 (△32.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争又は公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

日本原子力研究開発機構における平成27年度の二者以上・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は2,138件（62.2%）、契約金額384億円（60.0%）である。平成26年度と比較して、二者以上・応募による契約の全体に占める割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は、8.4ptの増、金額は20.2ptの増）。主に原子力研究に係る特殊物品の調達、装置の点検、部品の交換、継続性のある解析等に係る契約については、実質的に製造した企業や継続的に実施してきている企業以外に履行することが困難であると思われ、他の企業が二者以上を敬遠している状況が近年続いている。企業側でも効率化・省力化の観点から、慎重に入札案件を選んでいる傾向にあるものと考えられる。

## 2. 評価指標に対する取組と評価

### (1) 適正な調達手続の確保

平成 27 年度においても、最低公告等期間の延長（10 日から 14 日、総合評価落札方式及び企画競争では 20 日）、業務請負等の受注者準備期間の十分な確保、過度な入札条件の禁止、応札者に分かりやすい仕様書の作成、競争参加資格者の拡大、電子入札の活用、入札説明書や仕様書のホームページ掲載及びメールマガジンによる調達情報の配信等の取組等を継続し、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることで、より適正な調達を目指す。

また、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、必要に応じて対策を講じることとする。

更に上記の取組を踏まえつつ、連続して一者応札・応募が継続している契約案件等についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。

**【評価指標：一般競争入札における一者応札 50%以下】**

**【評価指標：落札率 100%の削減】**

一般競争における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を目的として、次の取組等を遂行した。

- 公告期間の十分な確保（一般競争入札原則 14 日以上を確保。平成 28 年 3 月からは 20 日以上に延長）
- 応札者に分かりやすい仕様書の作成（平成 28 年 2 月からは点検表を作成し、契約案件ごとに点検を実施）
- 電子入札の更なる活用（平成 28 年 1 月から全ての契約を網羅）
- 業界団体等へ入札情報を提供し、当該団体の関係企業へ周知依頼
- その他の取組として、業務請負等の受注準備期間の十分な確保、契約審査委員会等における事前審査により過度な入札条件の禁止、競争参加者資格の拡大、入札説明書や仕様書のホームページ掲載及びメールマガジンによる調達情報の配信等の従前の取組を継続

また、研究開発業務の特性を考慮した調達の合理化の観点から、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、高圧電源設備の点検など製造元やその代理店以外による契約履行が実質的に不可能なものについて、公募による競争性のある随意契約に移行した。

なお、一般競争入札における一者応札率については、59%となり評価指標である 50%以下を上回った。

○一般競争入札における一者応札の件数割合

平成 26 年度	平成 27 年度
1,916 件 (50%)	1,818 件 (59%)

主な要因としては、研究開発分野でのリスクを伴う案件、既存施設の保守等で過年度から引き続き実施する案件、製造メーカーのみが実質的に履行できる案件については応札者が限られること、継続性のある解析等については互換性が必要となるため応札者が限られることが挙げられる。

この結果を踏まえ、平成 28 年度においても一般競争入札における応札者拡大の取組を継続することとし、連続して一者応札が継続している契約案件等についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施することにより、一者応札の削減に努める。

一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、その結果を踏まえ、更なる企業努力を期待した予定価格の算定を行うための対策を実施した。

一般・指名競争入札を実施した 3,105 件に対し、落札率 100%案件は、354 件 (11.4%) となっており、平成 26 年度実績 (14.0%) と比較して、2.6%減少した。

また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を平成 27 年 7 月、10 月、12 月、平成 28 年 1 月及び 3 月 (計 5 回開催) に受け、契約手続に問題点は見当たらないことが確認されたが、委員会の意見等を踏まえ、契約における透明性及び競争性を高めるための改善方策を継続していく必要がある。

(2) 一括調達・単価契約の推進

環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる経費節減を図るとの理由から、平成 27 年度においても、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続していくことにより、経費削減を目指す。

**【評価指標：主要品目における平成 26 年度の契約実績単価以下】**

類似の事業類型に対応した一括調達の実施については、コピー用紙、事務用品等について、茨城地区の 4 拠点 (本部、東海、大洗及び那珂) 分を取りまとめた上で、一般競争入札を行うことにより、経費削減や業務の効率化を図った。さらに単価契約品目の事務用品 (ファイル類) については、単価契約による経済性が確保できた。

品名	平成 26 年度	平成 27 年度	増減	備 考
コピー用紙	1,020 円/箱	1,138 円/箱	118 円/箱	市場価格 1,500 円/箱
事務用品（ファイル類）	420 円/冊	410 円/冊	△10 円/冊	市場価格 637 円/冊

主要品目であるコピー用紙の単価契約については、機構における業務改善・効率化計画において、枚数削減に取り組んだ結果、全体の消費量が減少し、スケールメリットも併せて低下したため、単価が上昇する結果となった。ただし、少量購入の市場価格 1,500 円/箱と比べて安価であり、一括調達の効果が出ていると言える。

### (3) 職員等のスキルアップ

契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。【評価指標：開催回数 1 回以上/年】

契約初任者研修を全拠点の契約業務初任者を対象とし平成 27 年 8 月（11 名受講）に実施し、契約実務者を対象とした研修を、平成 27 年 11 月及び 12 月（計 20 名受講）に実施した。

また、中堅職員を対象に契約制度等に関する外部研修に参加（平成 27 年 6 月に 1 名参加）させ、更なる契約事務の基礎知識、応用力等を習得させた。

### (4) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件について、平成 27 年度においても、事前に法人内に設置されている契約審査委員会等（総括責任者は契約部長）により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を継続して実施する。【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】

平成 27 年度においても、少額随意契約基準額を超える全ての案件について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員を委員として構成する契約審査委員会により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から厳格に点検・検証を行い、確認した。

(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、調達に関する相互牽制機能を構築している。また、懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施している。また、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施している。平成 27 年度においても、その取組を継続する。加えてリスクマネジメントを推進し、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じることとする。

綿密な連携強化及び共通認識を図る観点より契約担当課長を対象とした会議を平成 27 年 5 月から翌年 3 月にかけて計 5 回実施するとともに、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を平成 27 年 5 月から翌年 2 月にかけて本部及び全 11 拠点で実施した。あわせて、契約業務に係るリスクに関する説明会を全 11 拠点で実施した。

【自己評価】

契約の競争性、透明性及び公正性の確保に努めるため、一般競争入札における応札者を拡大するための更なる取組を実施するとともに、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施しており、一部評価指標が未達成の項目があるものの、平成 27 年度調達等合理化計画はおおむね達成していると評価できる。なお、平成 27 年 12 月に提出された自由民主党行政改革推進本部行政事業レビューPT 報告書等による原子力機構の契約に関する指摘を踏まえ、契約監視委員会の下に、平成 28 年度から新たに「契約方法等の改善に関する分科会」を設置した。契約監視委員会、同分科会等の助言も踏まえ、引き続き、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。